

平成24年9月25日（火曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

會計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	佐藤 德憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民稅務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課參事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
綜合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志 君
綜合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長 兼總務課長	横山 孝明 君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	男澤 知樹 君
總務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	佐藤 德憲 君
-------	---------

農業委員会部局

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 部 敏 克
次 長 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	佐 藤 孝 志

議事日程 第6号

平成24年9月25日(火曜日)

午後2時18分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 平成23年度決算審査特別委員会報告
- 第 4 認定第 1号 平成23年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 2号 平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 3号 平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 4号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 5号 平成23年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 6号 平成23年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 7号 平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 8号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 9号 平成23年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第13 認定第10号 平成23年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第14 認定第11号 平成23年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定に

ついて

- 第 1 5 発議第 3 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
 - 第 1 6 発議第 4 号 原子力発電から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を求める意見書の提出について
 - 第 1 7 東日本大震災対策特別委員会報告
 - 第 1 8 陳情 9 の 1 南三陸町防災対策庁舎の取り壊しの延期と再興に関する陳情書
 - 第 1 9 陳情 9 の 2 町役場防災対策庁舎保存に関する陳情書
 - 第 2 0 陳情 9 の 3 南三陸町の地域性を重んじた災害復興公営住宅のコミュニティ醸成様式への陳情書
 - 第 2 1 陳情 9 の 5 南三陸町防災対策庁舎の早期取り壊しに関する陳情書
 - 第 2 2 閉会中の継続審査申し出について
 - 第 2 3 閉会中の継続調査申し出について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで

午後 2 時 1 8 分 開議

○議長（後藤清喜君） 4 日間の決算審査特別委員会、山内委員長初め、議員の皆様大変ご苦勞さまでした。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において 3 番佐藤宣明君、4 番阿部 建君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第 2 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、議員提出議案 1 件が追加して提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3 平成 2 3 年度決算審査特別委員会報告

○議長（後藤清喜君） 日程第 3、平成23年度決算審査特別委員会報告を行います。

平成23年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。

本件についての委員長報告は、議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に報告書が配付されておりますので、会議規則第41条 3 項の規定によって省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

委員会審査報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については各会計ごとに行いま

す。

以上で、平成23年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

日程第4 認定第1号 平成23年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
○議長（後藤清喜君） 日程第4、認定第1号平成23年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成23年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第1号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5 認定第2号 平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、認定第2号平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成23年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第2号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定する

ことに決定しました。

日程第6 認定第3号 平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、認定第3号平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成23年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第3号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7 認定第4号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、認定第4号平成23年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成23年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第4号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定する

ことに決定しました。

日程第 8 認定第 5 号 平成 23 年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第 8、認定第 5 号平成23年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成23年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第 5 号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 9 認定第 6 号 平成 23 年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第 9、認定第 6 号平成23年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成23年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第 6 号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定する

ことに決定しました。

日程第10 認定第7号 平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、認定第7号平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成23年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第7号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11 認定第8号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第11、認定第8号平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成23年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第8号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定する

ことに決定しました。

日程第12 認定第9号 平成23年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第12、認定第9号平成23年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成23年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第9号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 認定第10号 平成23年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第13、認定第10号平成23年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成23年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第10号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14 認定第11号 平成23年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第14、認定第11号平成23年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成23年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、認定第11号を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15 発議第3号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

○議長（後藤清喜君） 日程第15、発議第3号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局どうぞ。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。8番、菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） ただいま事務局を通して朗読したとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第4号 原子力発電から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を
求める意見書の提出について

○議長（後藤清喜君） 日程第16、発議第4号原子力発電から撤退し、再生可能エネルギーへの
転換を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。8番、菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） ただいま、事務局員をして朗読したとおりでございますので、よろしく
お願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。（「な
し」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 東日本大震災対策特別委員会報告

○議長（後藤清喜君） 日程第17、東日本大震災対策特別委員会報告を行います。

東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がされております。

お諮りいたします。本件についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会であ
り、お手元に報告書が配付されておりますので、会議規則第41条第3項の規定によって、省

略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

委員会審査報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については、各陳情ごとに行います。

以上で東日本大震災対策特別委員会の委員長報告を終わります。

日程第18 陳情9の1 南三陸町防災対策庁舎の取り壊しの延期と再興に関する陳情書

○議長（後藤清喜君） 日程第18、陳情9の1 南三陸町防災対策庁舎の取り壊しの延期と再興に関する陳情書を議題といたします。

本案については、東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情9の1の採決をいたします。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は不採択とすべきものです。陳情9の1の1を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤清喜君） 起立なしと認めます。よって、本陳情は、不採択することに決定しました。

日程第19 陳情9の2 町役場防災対策庁舎保存に関する陳情書

○議長（後藤清喜君） 日程第19、陳情9の2 町役場防災対策庁舎保存に関する陳情書を議題といたします。

本案については、東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情9の2を採決いたします。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択とすべきものです。陳情9の2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤清喜君） 起立者なしと認めます。よって、本陳情書は、不採択することに決定しました。

日程第20 陳情9の3 南三陸町の地域性を重んじた災害復興公営住宅のコミュニティ醸成様式への陳情書

○議長（後藤清喜君） 日程第20、陳情9の3南三陸町の地域性を重んじた災害復興住宅のコミュニティ醸成様式への陳情書を議題といたします。

本案については、東日本大震災特別委員会における委員長報告がなされております。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情9の3を採決いたします。

本陳情書は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第21 陳情9の5 南三陸町防災対策庁舎の早期取り壊しに関する陳情書

○議長（後藤清喜君） 日程第21、陳情9の5南三陸町防災対策庁舎早期取り壊しに関する陳情書を議題といたします。

本案については、東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情9の5を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は、採択することに決定されました。

日程第22 閉会中の継続審査申し出について

○議長（後藤清喜君） 日程第22、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

東日本大震災対策特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。東日本大震災対策特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、東日本大震災対策特別委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第23 閉会中の継続調査申し出について

○議長（後藤清喜君） 日程第23、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会、東日本大震災対策特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第

7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、町長より挨拶がありましたら、お願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、閉会に当たりまして一言御礼を申し上げさせていただきたいと思えます。

9月11日からスタートいたしまして、本日まで15日間、実質9日間にわたりまして、9月定例議会議員皆様方のご協力のもとに、全議案ご認定を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げたいというふうに思えます。

震災から1年半経過いたしました。いろいろ本格的な事業もスタートしてまいります。そういった中で前から皆さん方にお話ししておりましたように、マンパワーの不足ということが言われてございました。ご案内のとおり、現在長期派遣という形の中で45名の方々においでいただいておりますが、10月1日、辞令交付をさせていただきます。それで、総計61名の方々長期派遣ということで、うちの町にお入りいただくということになりました。これで大体町としてマンパワーが充足できるのかなと、そんな思いでいます。それから、派遣をしていただきました関係自治体、全国から派遣をいただきましたが、そういった自治体の皆さん方に改めて心から厚く御礼を申し上げたいというふうに思えます。

それからもう1点でございますが、これまでも議会でも一般質問等でもございましたが、病院の医師確保の問題でございますが、おかげさまをもちまして、東北大学から10月1日から3名の内科医が派遣ということになりましたので、ある意味これまで病院の先生方、職員も含めてそうなのですが、こちらの診療所、それから米山病院という形の中で35キロ行ったり来たりということで、当直も多い先生では月に10回くらい数えるという、そういう過酷な勤務でございましたが、この3名の方々がおいでをいただくことになりましたので、今いる職員、先生方も少しは楽になるのかなというふうな思いがいたしますし、また町民の皆様にとりましてもこういった先生がおいでになるということについては大変心強いだらうというふうに思っております。いずれ復興計画策定をいたしておりますが、27年の4月1日開業を目指して病院の計画をしっかりとつくってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。いずれにしてもこれからのいよいよ事業が本格スタートしてまいりますので、議会の皆さん方と車の両輪のごとく頑張ってもらいたいというふうに

思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。大変ありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） それでは、私からも一言御礼を申し上げます。

会期を3日間残しまして閉会することになりました。

今年は復興元年ということで、予算規模も600億を超えております。議会と執行部が一体となって一日も早くこの震災から復旧・復興ができますよう、皆さんと一緒に頑張りたいと思います。

これで、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第9回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時52分 閉会